

鹿児島市監査委員	宮之原	賢
同	小迫	義仁
同	大森	忍
同	佐藤	高広

令和6年度定期監査（第1回財務等監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく財務監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象局部課

総務局	税務部	市民税課	納税課	谷山税務課	伊敷税務課	吉野税務課
		吉田税務課	桜島税務課	喜入税務課	松元税務課	
		郡山税務課				
企画財政局	財政部	財政課	契約課			
健康福祉局	福祉支援部	谷山福祉課	谷山保護課	伊敷福祉課	吉野福祉課	
		喜入保健福祉課				
	保健部	保健政策課	生活衛生課	食肉衛生検査所		
		保健環境試験所				

こども未来局		こども政策課	こども福祉課	こども家庭支援センター
		児童相談所準備室	結婚相談所	
産業局	農林水産部	生産流通課	農地整備課	
観光交流局		観光戦略推進課	世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課	
		観光振興課	スポーツ課	
建設局	都市計画部	区画整理課	吉野区画整理課	
	建築部	住宅課		
	道路部	道路管理課	谷山建設課	
交通局		総合企画課	総務課	経営課
教育委員会	管理部	文化財課	図書館	電車事業課
監査事務局				バス事業課

(2) 対象範囲

原則として令和6年4月1日から令和6年6月30日までに執行された事務事業

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性の検証、経済性、効率性及び有効性等の観点から、また、組織及び運営に関し、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点も加味し、次の項目について監査を実施した。

なお、今年度は、重点事項として(5)の項目を監査した。

(1) 収入事務

調定決議書（収入伝票）、現金領収帳、収入日計表等の収入事務、滞納整理事務の状況

(2) 支出事務

予算措置、予算執行、支出負担行為、履行確認、資金前渡事務の処理状況、支払等の支出事務の状況（補助金等の交付事務、委託契約事務の状況については令和5年度分も含む。）

(3) 物品会計事務

備品・物品出納の管理台帳等の整備、備品・物品の保管、在高の確認の状況

(4) 財産管理事務

土地、建物、工作物等の財産を管理する台帳等の整備、建物等の管理、財産の貸付・使用許可の状況

(5) 重点事項

本市職員が会計事務を行う各種団体（本市が財政援助を行っている団体）の事務執行について（対象：令和5年度の会計事務）

※観光交流局を除く。

(6) その他

自動車の運行管理、歳計外現金の適正な保管、基金の適正な運用など

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行及び経営に係る事業の管理等については、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行い、重点事項については、調査票等の提出を求め、内部統制の整備状況及び運用状況の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び監査対象局部課執務室

(2) 実施日程

令和6年8月2日から同年10月25日まで

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の実施については、おおむね適正になされていると認めたと、一部に改善を要する事項があった。

また、本市職員が会計事務を行う各種団体（本市が財政援助を行っている団体）の事務執行については、おおむね適切であった。

なお、いずれも事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として各所属長に別途指示した。

複数の局部に共通した監査結果は次のとおりであった。

- | | | | |
|---------|-------|---------|-----|
| (1) 総務局 | 税務部 | 市民税課 | 納税課 |
| 健康福祉局 | 福祉支援部 | 喜入保健福祉課 | |
| 建設局 | 道路部 | 谷山建設課 | |
| 教育委員会 | 管理部 | 図書館 | |

[指摘事項]

- 鹿兒島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ情報処理システムにより自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長等の承認を受けなければならない。ただし、情報処理システムにより難しい場合は私有車使用伺簿によるとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務使用していた。

その他の各局部毎の監査結果は次のとおりであった。

- (1) 総務局 税務部

[指摘事項]

- ・ 駐車場の使用料について、年間分の必要額を資金前渡口座に受領し、逡次繰越により常に準備されている状態にもかかわらず、地方自治法及び同法施行令並びに鹿児島市会計規則に規定されていない立替払を職員に行わせ、後日、資金前渡口座からまとめて払い出して職員に支払っていた。(納税課)

(2) 企画財政局 財政部

指摘事項なし

(3) 健康福祉局 福祉支援部

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市物品会計規則第21条第1項によると、備品の出納を行ったときは、物品一覧に記録しなければならないとなっているが、課で所管する自転車について、物品一覧に記録がなかった。(谷山保護課、吉野福祉課)
- ・ 鹿児島市庁用自動車安全運転管理規則第9条の規定により準用する同規則第8条の規定により、公用自転車を使用する際にも、庁用自動車の運転と同様、酒気帯び確認を行わなければならないとされているところ、電動アシスト自転車を除く公用自転車使用の外勤において、酒気帯び確認を行っておらず、記録簿も作成していなかった。(谷山保護課)
- ・ 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第5条第1項によると、所属長等は、職員から公務使用の申請があった場合には、要件を満たしている場合に限り、私有車の公務使用を承認するものとするとしており、勤務公署と外勤地の往復に私有車を使用できるのは障害者である職員とされているが、該当しない職員が私有自転車を使用していたものが1件あった。(伊敷福祉課)

(4) 健康福祉局 保健部

指摘事項なし

(5) こども未来局

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市物品会計規則第13条第1項によると、物品の購入は企画財政局財政部契約課長が行うとなっているが、特段の理由もなく、同局同部契約課へ契約手続を依頼せず、一括購入できる同種の備品について分割して随意契約により購入していた。また、鹿児島市契約規則第20条によると、随意契約によろうとするときは、2人以上から見積書を徴さなければならないとされているが、1者から見積書を徴していた。(こども政策課)
- ・ 火災保険料について、資金前渡により令和5年8月末までに相手方に支払い、保険に加入すべきところ、支払期限後も資金前渡口座に入金したままで支払手続を行わず、保険に未加入であった。また、その令和5年度の資金前渡金を会計年度独

立の原則に反し、令和6年5月に加入した火災保険料の支払に充てていた。(こども政策課)

- ・ 鹿児島市物品会計規則第21条第1項によると、消耗品の出納を行ったときは、物品出納簿に記録しなければならないとなっているが、郵便切手等の受払いについて、物品出納簿を作成していないものや物品出納簿に月計や累計の記載がないものなど、管理が適切にされていないものが多数あった。(こども福祉課)

(6) 産業局 農林水産部

指摘事項なし

(7) 観光交流局

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市観光農業公園条例施行規則第14条第1項第2号エによると、市内の障害者の団体が研修室等を使用する場合で、市長が必要と認めるときは使用料の50パーセント相当額を減額できるとされているが、市外の障害者団体で減免事由に該当しないにもかかわらず、使用者の内1名が身体障害者手帳の交付を受けていたことから、身体障害者手帳等の交付を受けている者が研修室等を使用するときは使用料の50パーセント相当額を減額できるとする同号ウを適用し、使用料の50パーセント相当額を減額しているものが1件あった。(世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課)
- ・ 鹿児島市庁用自動車運転者酒気帯び確認実施要綱第4条第1項によると、所属長等及び補助者等は、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うとなっているが、同要綱第6条に定める酒気帯び確認記録簿を作成していないものが8件、運転後の確認記録簿を作成していないものが65件、アルコール検知器を使用していないものが18件あった。(スポーツ課)

(8) 建設局 都市計画部、建築部、道路部

都市計画部

指摘事項なし

建築部

指摘事項なし

道路部

指摘事項なし

(9) 交通局

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市交通局車両運転者酒気帯び確認実施要綱第4条第2項によると、酒気帯び確認は、運転の直前、運転を含む業務の開始前又は出勤時及び運転の直後、運転を含

む業務の終了後又は退勤時に行うとなっているが、運転を含む業務の開始前の酒気帯び確認が行われていなかったものが5件、運転を含む業務の終了後あるいは退勤時の酒気帯び確認が行われていなかったものが30件あった。(電車事業課)

(10) 教育委員会 管理部

管理部

指摘事項なし

(11) 監査事務局

指摘事項なし

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区分	基準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
意見	改善について検討を求めるもの